

建設系事業者の皆様へ

建設系事業者におかれましては、「産業廃棄物処理実績調査」「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」の2種類の報告が必要な場合があります、また建設工事の現場によって報告先が異なる場合があります。

下表をご確認の上、報告が必要な書類を作成してください。

	産業廃棄物処理実績調査	産業廃棄物管理票交付等状況報告書
①報告対象者	滋賀県で収集運搬業等の <u>許可を得ているすべての業者</u> <u>(滋賀県での実績がない場合、「実績なし」の旨の報告が必要です)</u>	下記②以下をご確認いただき、該当がある場合は報告が必要です。
②元請・下請の別	「貴社が <u>下請</u> として運搬を行った廃棄物」のうち、下記③に該当するものが報告対象です。	「貴社が <u>元請</u> として排出を行った廃棄物」のうち、下記③に該当するものが報告対象です。
③報告対象となる廃棄物	上記②のうち、 「 <u>滋賀県内で積み込みまたは積み下ろしを行ったもの</u> 」について報告してください。	上記②のうち、 「 <u>大津市以外の滋賀県が排出現場となるもの</u> 」が報告対象です。(下記④に該当するものを除く)
④電子マニフェスト利用時の報告について	電子マニフェストを利用されているものについても、報告をお願いします。	電子マニフェストを利用されているものについては、報告対象外です。
⑤報告依頼の送付	6月上旬に対象者には報告依頼文をお送りします。	報告依頼文は送付しておりません。
⑥その他	実績報告の有無や報告対象は自治体によって異なります。 滋賀県以外の自治体への報告については、当該自治体へお問い合わせください。	②のうち、 「 <u>現場が大津市内のもの</u> 」は大津市役所、「 <u>滋賀県外のもの</u> 」は排出現場を管轄する都道府県・政令市へ報告が必要となります。